

宮代町ホームヘルプサービス手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、ホームヘルプサービスに係る手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「ホームヘルプサービス」とは、ホームヘルパーが次の各号のいずれかに該当する者に対して日常生活上の世話をを行った場合の業務をいう。

- (1) 厚生労働省の厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（平成21年3月27日付け健疾発第0327001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の対象疾患患者及び関節リウマチ患者で、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施策の対象とならないもの
- (2) 産褥期又は傷病等の理由により、自宅療養中で日常生活を営むのに支障がある者で乳幼児を抱えるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める者

(手数料の納付)

第3条 手数料は、ホームヘルプサービスの申請を行った者が納付するものとする。

(手数料の額)

第4条 手数料の額は、ホームヘルプサービスの対象者の属する世帯の区分に応じて別表に定める額とする。

(手数料の減免)

第5条 町長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 22 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条及び別表第 1A の項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年条例第 11 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 9 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 6 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

| 対象者の属する世帯の区分 | | 手数料の額 (1 時間当たり) |
|--------------|--|--------------------|
| A | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯 | 0 円 |
| B | 生計中心者の前年所得税が非課税の世帯 | 0 円 |
| C | 生計中心者の前年所得税が年額 5, 000 円以下の世帯 | 250 円 |
| D | 生計中心者の前年所得税が年額 5, 001 円以上 15, 000 円以下の世帯 | 400 円 |
| E | 生計中心者の前年所得税が年額 15, 001 円以上 40, 000 円以下の世帯 | 650 円 |
| F | 生計中心者の前年所得税が年額 40, 001 円以上 70, 000 円以下の世帯 | 850 円 |
| G | 生計中心者の前年所得税が年額 70, 001 円以上の世帯 | 950 円 |

備考

- 1 単給世帯とは、生活保護法第 11 条第 1 項各号に規定する扶助のいずれかを受けている世帯をいう。
- 2 生計中心者とは、ホームヘルプサービスの対象者が属する世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となるものをいう。